

平成28年度「I Love 秋田産フェア」実施について

(フェアの開催目的等)

- 第1 県産農林水産物等の魅力を広く県民に周知し、消費拡大と農林水産業への応援気運を醸成することを目的に、量販店や農産物直売所等が行う県産農林水産物の販売促進活動を支援するものです。
- 2 フェアを開催する量販店や農産物直売所等には、フェア用のロゴやツール等（別記一覧参照）を無償提供する他、取材ソースとしてメディア各社（新聞1社、テレビ3社、ラジオ1社）に、フェア開催情報を提供します。

(参加事業者等)

- 第2 次の事業者のうち、フェアの開催目的を十分に理解した上で、自らの責任で開催できる者とします。
 - (1) 県内量販店
 - (2) 農林水産物等の直売施設
 - (3) その他適当と認められる事業者

(フェアの対象品目と内容)

- 第3 全ての県産農林水産物（畜産物、水産物、加工品等）を対象とします。ただし、県が推奨する次の重点5品目を対象としたフェアの開催に御協力くださるようお願いいたします。（必須ではありません。）

【重点5品目】

- (1) アスパラガス 5月頃（試験的に実施済み）
- (2) すいか（小玉すいか含む） 7月頃
- (3) 夏ねぎ 7月頃
- (4) えだまめ 9月頃
- (5) しいたけ 11月頃

- 2 開催時期、期間、規模等は、卸業者や生産者等との協議により、フェアを開催する事業者が決めることとします。また、農林水産物等の確保や価格、マネキンなど販売促進に必要な経費負担等についても、各事業者と卸業者、生産者等との協議により決定し、フェアの円滑な開催を図ってください。

(参加手続きと要件)

- 第4 フェアに参加する事業者は、【別紙様式1】平成28年度「I Love 秋田産フェア」参加届（兼ロゴ・ツール等使用申込書）を、事前に、次のあて先まで提出してください。届出いただいた事業者には、必要に応じて、県から、フェア用のロゴ、ツール等を提供します。これらの使用に関する規程は別に定めます。
- 2 届出は通年で受け付けますが、ツール製作にあたり見込み数量を把握したいので、6月28日（火）（第一次締め切り）までに届出くださるようお願いいたします。

○ 提出先 : 秋田県農林水産部農業経済課 調整・六次産業化班
○ 住所 : 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
○ 電話 : 018-860-1763 ○ FAX : 018-860-3806
○ e-mail : noukei@pref.akita.lg.jp

- 2 参加要件は、次のとおりです。
 - (1) フェアの開催目的に沿った内容とすること
 - (2) 「I Love 秋田産」のフレーズが広く県民に浸透するよう、県が提供するフェア用のツール及びロゴ等を使用し、全県的に統一感のある取組となるよう努めること。
 - (3) 開催するフェアの名称に、「I Love秋田産（フェア）」を冠すること
 - (4) フェアの開催に際して、事故、苦情が発生した場合は、フェア開催店の責任において、誠意を持って必要な措置を講じること

【例】	I Love秋田産（フェア）	~〇〇〇試食宣伝会（フェア）~
	↓	↓
	冠	フェア参加事業者の任意

(パブリシティ)

第5 各事業者が開催するフェアの情報は、取材ソースとして県内メディア各社（秋田魁新報社、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、FM秋田）に情報提供します。

2 フェアが開催が決まったら、その都度、フェア開催の2週間前までに【別紙様式2】を提出してください。

3 また、メディア各社から、取材の申込みや問い合わせがある場合があります。

4 ただし、取材対象の選定はメディア各社に委ねられるため、全てのフェアが取材対象となるものではありませんので、予めご承知おきください。

(情報の取扱)

第6 提供のあった情報は、フェアの開催及びそのパブリシティに係る用途以外には使用しません。

2 提供のあったフェア等の情報は、県及びメディア各社、フェア開催に協力いただく卸売業者（秋田中央青果株式会社、丸果秋田県青果株式会社）並びに業務委託先（株式会社サキガケアドバ）でのみ共有し、それぞれの情報取扱規程に基づき適切に取り扱います

附 則 この規程は、平成28年6月13日から施行する。